

4 デザインガイドラインの運用について

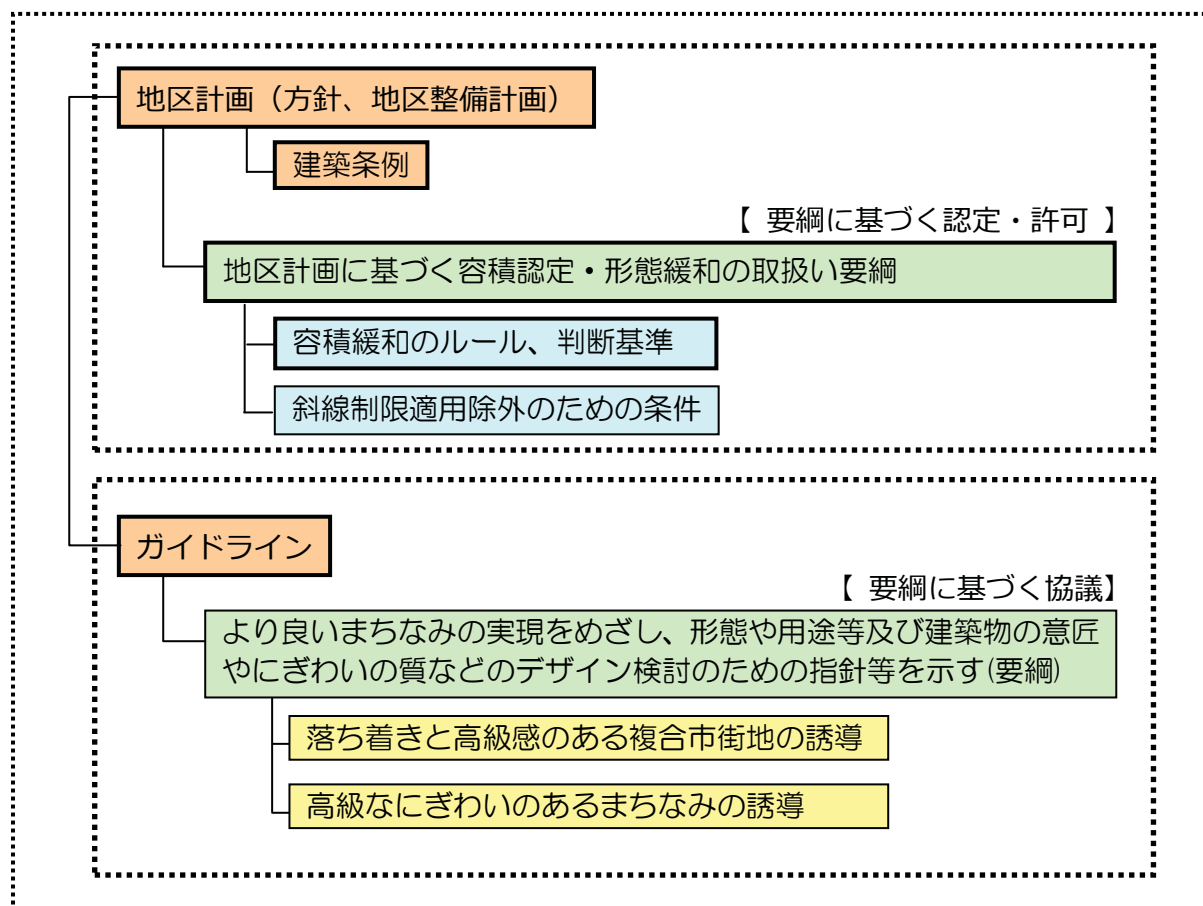
(1)各ルールの留意点

- ◆必須事項 ・対象事項について、法や条例に基づく基準等に加え、本ガイドラインでは「誘導指針等」を示しており、事業者においては、原則当該指針に沿った計画としてください。なお、「誘導指針等」以外のものでも、御堂筋にふさわしく、デザイン性の優れたもの、にぎわい創出に寄与するものについては、法令の範囲内で、この限りではありません。
- ◆配慮事項 ・対象事項について、法や条例に基づく基準等に加え、本ガイドラインでは「誘導指針等」を示しており、事業者においては、当該指針に配慮した計画となるよう努めてください。なお、「誘導指針等」以外のものでも、御堂筋にふさわしく、デザイン性の優れたもの、にぎわい創出に寄与するものについては、法令の範囲内で、この限りではありません。
- ◆検討事項 ・対象事項について、法や条例に基づく基準等に加え、本ガイドラインでは「誘導指針等」を示しており、事業者においては、当該指針に配慮した計画となるよう検討して下さい。

		必須事項	配慮事項	検討事項
	(1) 落ち着きと高級感のある複合市街地の形成にむけて			
	1) 個性ある質の高いまちなみの形成			
1.1.1	●狭小敷地への対策 ・共同化、一体化の検討			△
	●御堂筋にふさわしい個性ある質の高い外観 (形態・意匠)			
1.1.2	・低層部と中高層部の分節	□		
1.1.3	・外観デザイン		○	
1.1.4	・御堂筋に面する/面さない部分の調和		○	
1.1.5	(素材) ・配慮事項		○	
1.1.6	(夜間景観) ・照明による落ち着きのあるまちなみの演出			△
1.1.7	(建築物の高さ) ・6階以上/20m以上	□		
	●世界的なブランド・ストリートにふさわしい居住施設の導入			
1.1.8	(居住施設) ・全体規模(最上階から1/3以内)	□		
1.1.9	・賃貸レジデンス	□		
1.1.10	・住戸規模		○	
1.1.11	・運営形態		○	
1.1.12	(外観の形態・意匠) ・外観のデザイン		○	
	2) 街区で調和した魅力的な空間づくり			
1.2.1	●並木が連なる快適な歩行空間の形成			
1.2.2	・街区間・隣接敷地間での調整		○	
	・並木の位置		○	
1.2.3	(船場後退部分の設え方法) ・歩行空間の隣接地との連続性		○	
1.2.4	・植栽等の仕様や配置		○	
1.2.5	・照明の仕様や位置		○	
1.2.6	●舗装材、ストリートファニチュア等の仕様の統一			
1.2.7	・船場後退部と歩道の一体性		○	
	・隣接敷地間の一体性		○	
1.3.1	3) 個性ある質の高いまちなみを阻害する要因の対策			
	●建築設備等の修景		○	
1.3.2	●自動販売機の排除	□		

		必須事項	配慮事項	検討事項
	(2) 高級なにぎわいのあるまちなみの形成に向けて			
	1) 低層部におけるにぎわい形成に資する用途の導入			
2.1.1	●御堂筋に面する低層部の用途 └・店舗等の用途	— □ —	— — —	— — —
2.1.2	●御堂筋以外の道路に面する低層部の用途 └・にぎわい用途の誘導	— — —	— — —	— △ —
2.1.3	└・街区間・隣接敷地間での一体性・連続性			△
	2) 低層部における高級で魅力的なにぎわい空間の創出			
2.2.1	(形態・意匠)	— — —	○ — —	— — —
2.2.2	└(素材)	— — —	○ — —	— — —
2.2.3	└(色彩)	— — —	○ — —	— — —
2.2.4	└(広告・サイン等)	— — —	○ — —	— — —
2.2.5	└(多様なオープンスペース等の整備)		○ — —	— — —
	3) 船場地区を含めたにぎわい機能・空間の拡張			
2.3.1	●御堂筋以外の道路に面した低層部のにぎわい創出 └・比較的規模の大きな敷地	— — —	— — —	— △ —
2.3.1	└・用途の選定等			△
	4) オープンスペースの利活用			
2.4.1	●道路空間と一体となったフェスティバルモールの形成 (オープンスペースの利活用)	— — —	○ — —	— — —
2.4.2	●時間とともに表情を変えるまちづくり			△
	5) 魅力的な夜間景観の創出			
2.5.1	●夜間景観のあり方 (設え)	— — —	— — —	— △ —
2.5.1	└(色味・色温度)	— — —	— — —	△
2.5.2	●イベント時のライトアップ・イルミネーション └・イベントへの協力	— — —	— — —	— △ —
	6) 広告・サイン等の取扱い			
2.6.1	●低層部では広告・サインを積極的に許容	□		
2.6.2	●暫定利用、イベント対応時の特例		○	
2.6.3	●デザイン・掲出方法の工夫		○	
	7) 駐車・駐輪施設の取扱い			
2.7.1	└(出入口、荷捌きスペース等)	□	— — —	— — —
2.7.2	└(共同駐車場の活用)	— — —	— — —	— △ —
2.7.3	└(駐輪施設のレイアウト)		○ — —	— — —

(2)運用手順

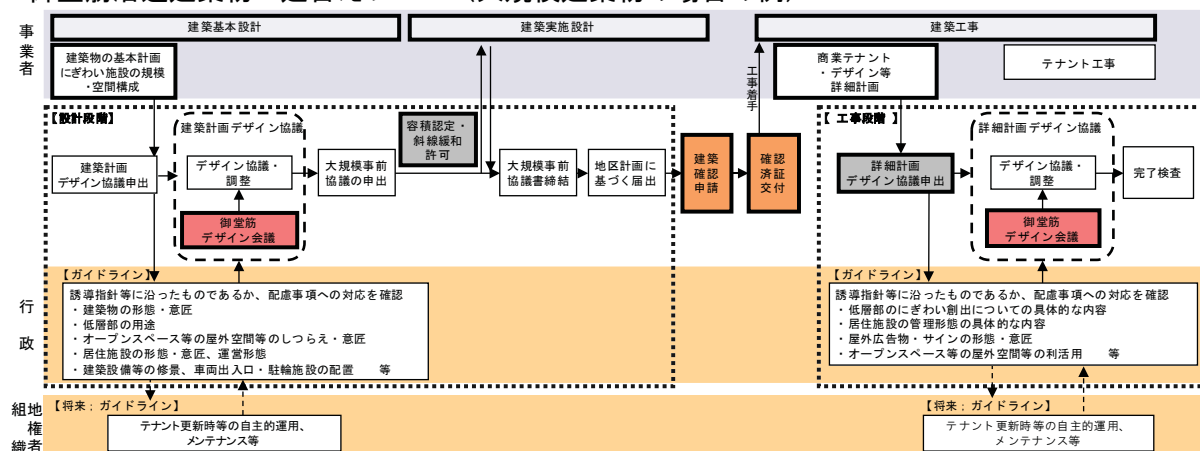


■デザイン協議の対象行為について

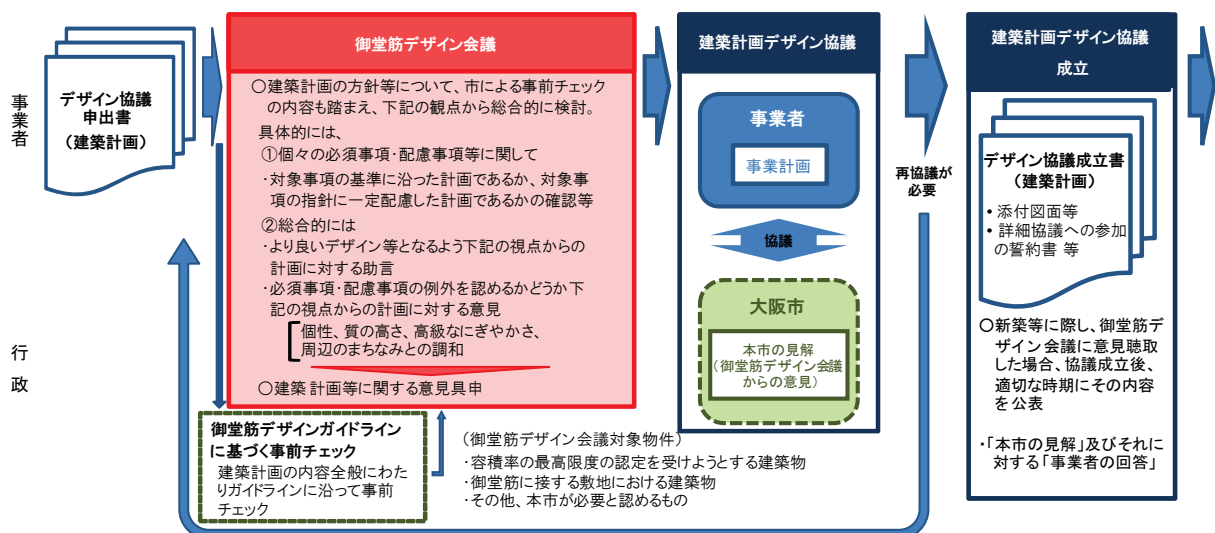
2ページの(3)対象範囲内において、以下の行為を行う場合は、デザインガイドラインに沿って協議を行うことになります。

- ・建築物を新築、増築、改築、移転する場合 ⇒ (①建築計画デザイン協議
及び ②詳細計画デザイン協議)
 - ・道路に面する外観の模様替え、外構の模様替えをする場合
 - ・用途変更、大規模の修繕又は大規模な模様替えをする場合
 - ・屋外広告物を設置、増設、表示の変更、移設、改造する場合
- ③意匠計画デザイン協議

御堂筋沿道建築物 建替えフロー（大規模建築物の場合の例）

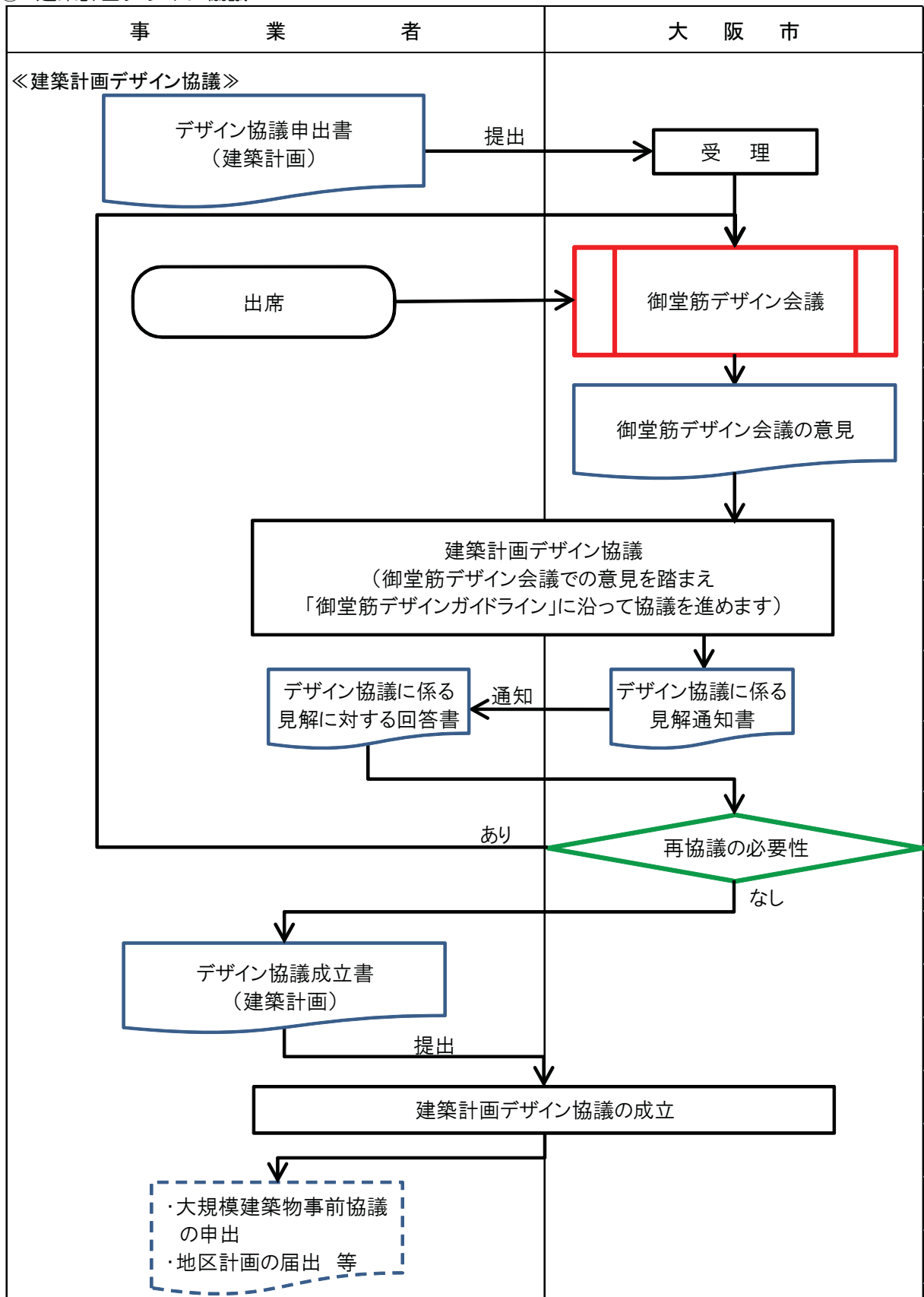


「建築計画デザイン協議」部詳細



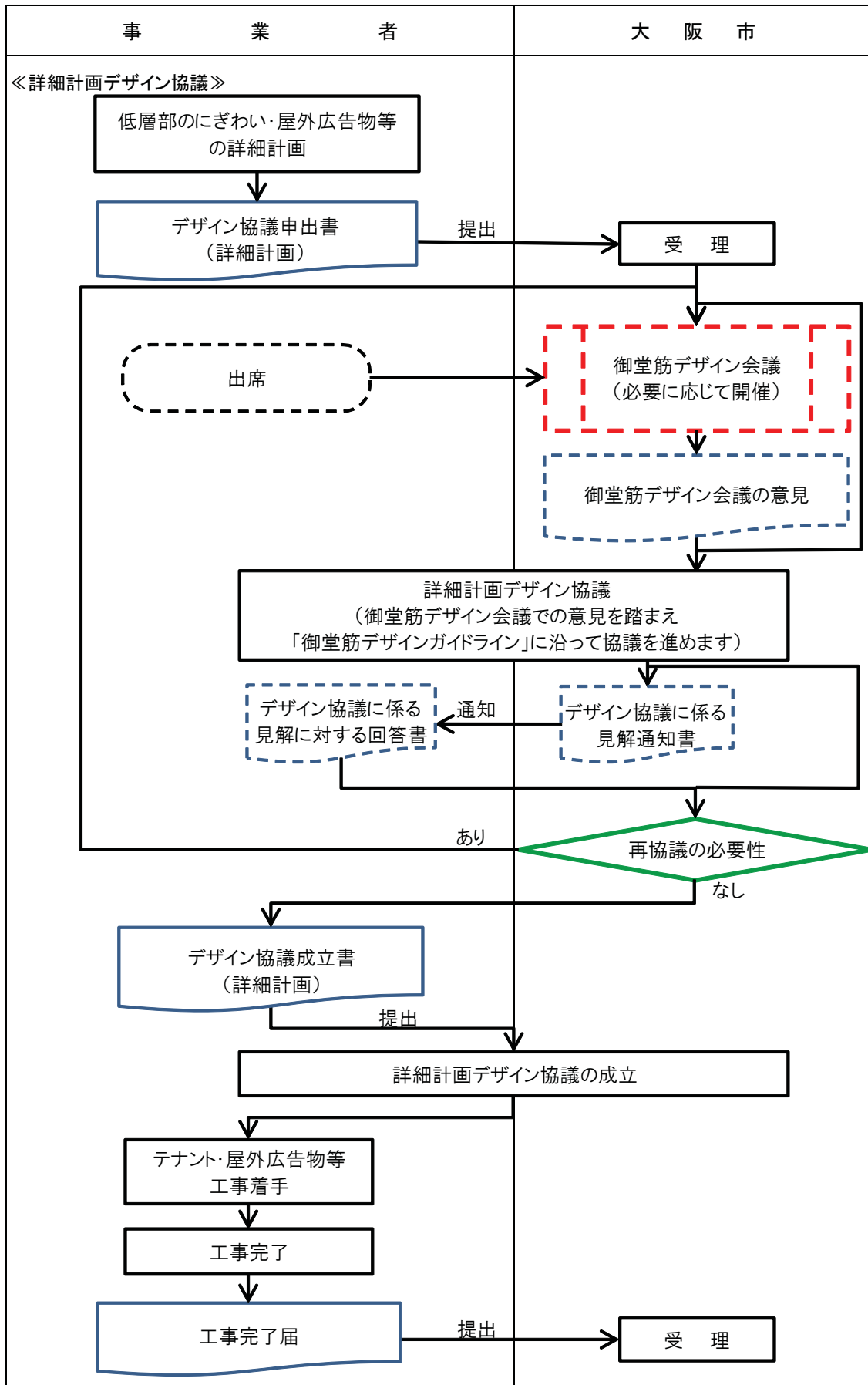
【手続きフロー】

① 建築計画デザイン協議



※ 容積認定、斜線制限認定・許可の手続きフローについては、関係する要綱、要領等を参照のこと。

② 詳細計画デザイン協議



※ 容積認定、斜線制限認定・許可の手続きフローについては、関係する要綱、要領等を参照のこと。

③ 意匠計画デザイン協議

